平成２０年度〔第４四半期〕随意契約の結果（５００万円以上の物品、委託、工事）　　総務部

（注）※1、※2の説明
表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第１６７条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契 約 金 額（ 円 ）	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
事業課	新鋭王座決定戦競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成21年1月1日	各競艇施行者	860,777,456	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者という）を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	びわこ王座決定戦競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成21年1月1日	各競艇施行者	15,215,866	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者という）を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	秩父宮妃記念杯競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成21年1月1日	各競艇施行者	317,667,325	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者という）を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	日本トーター杯競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成21年1月1日	各競艇施行者	12,185,290	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体（施行者という）を相手とするため代替性がない	2号	2